

陳情 6 第 1 号

2024年5月2日

青梅市議会議長 島崎 実 殿

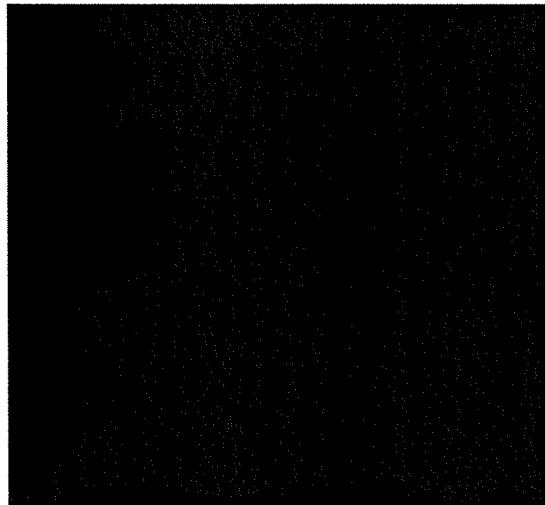
地方自治法改定案に反対ないしは慎重な審議を国に求める陳情

陳情者

氏名

住所

連絡先



【陳情の趣旨】

国の地方公共団体に対する指示権を拡大する地方自治法改定案に反対するか、少なくとも慎重な審議を求める意見書を青梅市議会から国へ提出することを要望します。

【陳情の理由】

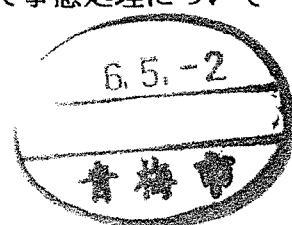
1 地方自治法改定案提出

政府は、本年3月1日、地方自治法の一部を改定する法案を閣議決定し国会に提出しました。第14章で「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地方公共団体との関係等の特例」を新設し、大規模災害や感染症の蔓延等国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生した場合に、個別の法律上の根拠がなくても、閣議決定を経て、国が地方自治体に対して事態処理について必要な指示ができること等を定めています。

2 反対する理由

(1) 「対等・協力」の関係を変容させること

第一に、この法案は、2000年にいわゆる地方分権一括法が国と地方公共団体との「対等・協力」の理念の下に法定受託事務と自治事務を区別して、



自治事務について国の地方公共団体への指示権を抑制的に定めた趣旨を否定するものです。

現行法は、国の地方自治体への関与については、法律の根拠なしに関与できないこと、関与は必要最小限度にしなければならないこと等の一般原則を定め、法定受託義務については一般的な指示権（具体的な措置内容を特定した場合は地方自治体はこれに拘束される）が認められるが、是正の指示ができるのは法令違反等がある場合に限定され、自治事務については、原則として国の関与は是正の要求までとされ、国の指示は国民保護のため緊急性が認められる場合と極めて例外的な場合に限定されていますが、改定案はこれを否定するものです。

(2) 立法事実の不存在

政府が改定の根拠とする大規模災害やコロナ禍については、法定受託義務として災害対策基本法や感染症法等の個別法で国の指示権が認められており、これに加えて地方自治法を改定する理由はありません。要するに立法事実（立法の理由）が存在しないのです。

むしろ、自然災害や感染症に対する対応は、地方の現実の事態に直面している地方自治体（現場）が情報を有し事態を把握しているのであり、基本的には地方自治体の判断に委ね、国は地方自治体に対する後方支援の役割に徹するのが妥当かつ合理的であり、地方自治体への一般的指示は認めるべきではありません。

実際にも、コロナ禍では学校の休校要請等、現場の情報がないため場当たり的に国が指示を出して、地方自治体に混乱を招いた例がありました。「住民主権」の観点からも地方自治体の自主性を尊重すべきです。

(3) 人権侵害のおそれ

法案の指示権発動の要件は、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合」、「地域の状況その他の当該事態に関する状況を勘案」と極めて曖昧で抽象的なものであり、「緊急性」の要件もありません。政府の指示権の濫用のおそれが極めて強いと言えるものです。

(4) 地方自治制度の侵害

旧憲法では地方自治は憲法上の制度ではありませんでした。権力が中央に集中し、そのため国民は戦時体制に抵抗することができませんでした。現憲法によって初めて地方自治制度が制度的に保障されたのです（92条）。法案が成立すれば、国と地方との対等な関係、役割分担が否定され、自治体及び自治体職員も政府の一方的・権力的な指揮命令に従わざるを得ず、地方自治制度が

破壊されるおそれがあります。

また、「地方自治の本旨」とは団体自治と住民自治を指すとされていますが、本来「国」とは、地方の住民の自治が基礎にあって、それらが拡大することによって成り立つものです。根底にあるのは地方の「個」としての住人であり、「住民主権」を保障しているものです。「個人の尊厳」(憲法13条)等憲法構造からは、地方自治は単なる制度の保障で終わるものではありません。

(5) 緊急事態条項付加の先取り

政府は憲法に緊急事態条項を付加することを目論んでいますが、改憲は簡単ではないことから、その先取りとして、地方から権限を取り上げて中央に権力を集中させることを企図しているものと思われます。

能登地震発災から4か月以上経過しても、輪島市や珠洲市は未だ放置されたままの状態です。ゴールデンウィークにはボランティアは自腹を切って被災地に行って汗を流しましたが、大臣は税金で海外漫遊旅行を楽しみました。住民を救う気も能力もない裏金にまみれた議員で構成する政府に権限を集中させるのは、泥棒に金庫番をさせ、かつ出刃包丁を持たせるようなものです。

(6) 地方議会議員が試されていること

法案について、全国知事会は、「憲法で保障された地方自治の本旨や地方分権改革により実現した国と地方の対等な関係が損なわれるおそれもある」と懸念を示しています。

また、沖縄辺野古新基地建設に関して、国は沖縄県や沖縄県民の意思を無視し、代執行によって設計変更の承認権限を知事から奪い、工事を強行していますが、これは地方自治制度を破壊するものです。指示権の拡大によって、他の自治体にもこのような事態が生じるおそれもあります。沖縄だけの問題ではありません。

本法案によって、地方自治体は「地方自治の本旨」を国に侵害される事態に直面しています。地方自治体の団体自治・住民自治を担う地方議会議員が試されています。抵抗するのか、黙って見過ごすのか。

3 結論

以上から、地方自治法改定に反対するか、ないしは慎重な審議を求める意見書を国に提出するよう陳情致します。

以上